

休学や退学の相談は 早めに教務課へ

やむを得ない事情により、休学や退学を検討している場合は、**各月 20 日まで**に教務課へご相談ください。

○学期の途中で休学を希望する場合、前学期においては 6 月末日、後学期においては冬季休業初日の前日までに、願い出なければなりません。この場合、休学許可日は許可当月の末日となります。なお、9 月 21 日から 10 月末日の間に休学を願い出た場合、休学許可日は 10 月末日となります。

○学期の途中で退学を願い出た場合、退学許可日は許可当月の末日となります。ただし、前学期において、7 月 1 日以降に退学を願い出た場合の退学許可日は 9 月 20 日となります。また、後学期において、冬季休業初日以降に退学を願い出た場合の退学許可日は 3 月 31 日となります。なお、9 月 21 日から 10 月末日の間に退学を願い出た場合、退学許可日は 10 月末日となります。

※各年度の学生便覧に記載されている取扱いが一部変更していますので、留意してください。